

お客様各位

2012年7月20日

危険物船積みに際してのお願い

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、危険物を海上輸送する場合、船社は、荷主様からの申告に基づき、国連規則 IMDG コードに従い積み付け及び管理を行っております。従いまして、お客様から船社への危険物の申告は大変重要であり、もし、申告漏れ・申告内容に間違い等があった場合、正しい積み付け・管理ができなくなり重大な事故を引き起こす原因にもなりかねません。

また、年々規則は複雑化し罰則も厳しくなる傾向にあり、上海では危険品の検査も厳しくなっており、当局の検査により申告漏れが発見された場合には高額な罰金(10万～20万円)が荷主様に課せられます。

つきましては、荷主様の貨物を安全にかつ確実に目的地まで海上輸送するため、危険物の船積みに際しては今一度下記事項を徹底して頂きたくご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- ・荷主様は、責任を持って貨物が国連規則 IMDG コードで規定された危険物に該当するかどうかを調査して下さい
- ・貨物が危険物に該当する場合には、Booking 時に正しい情報を漏れなくお伝えください。
- ・国連規則 IMDG コードで定められた危険物申告をお願い致します。

もし、ご不明な点等ございましたら担当代理店までお気軽にお問い合わせ下さい。

以上